

3. 会 場

①ライブ受講 【定員：400名】

『日本橋公会堂』

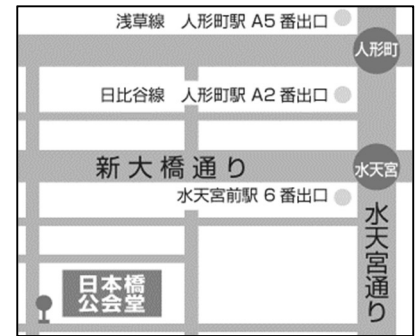
〒103-0014 中央区日本橋蛸殻町 1-31-1

TEL 03-3666-4255

※東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅から徒歩 2 分

東京メトロ日比谷線 人形町駅から徒歩 5 分

URL ⇒ <http://www.nihonbasikokaido.com/shisetsu#access>



②～⑤DVD 上映受講 【定員：各回 150名】

『東京都社会保険労務士会館』

〒101-0062 千代田区神田駿河台 4-6

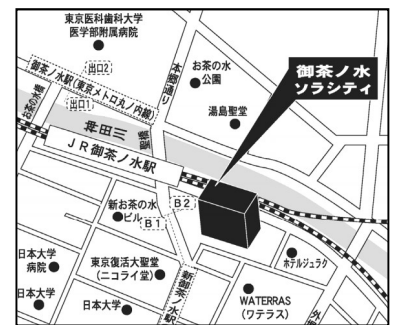
御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F

TEL 03-5289-0751 FAX 03-5289-8820

※JR 中央・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口から徒歩 1 分

東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2 出口直結

URL ⇒ <https://www.tokyosr.jp/entrance/access/>



4. 研修内容

！注！：定員に達した場合、申込みを締切ることがございます。

テーマ：社会保険労務士として知っておくべき働き方改革関連法

～同一労働同一賃金を中心とした実務対応にむけたスキルの習得と適正施行のために～

講師：安西法律事務所 弁護士 小栗 道乃 氏

本年 2 月～ 3 月にかけて実施いたしました「平成 30 年度後期統括支部必須研修会」では、「社会保険労務士として知っておくべき働き方改革関連法～ 4 月 1 日から施行の労基法・安衛法等の行政対応に向けたスキル習得と施行実務のために～」と題し、「時間外労働の上限規制」や「有給休暇の取得義務化」などの重要な項目における具体的な対応策について、安西法律事務所所属弁護士の皆様にご講義いただき、約 3, 500 名の会員が受講いたしました。

そして、本年度前期統括支部必須研修会では、引き続き「働き方改革関連法」を取り上げ、とりわけ、昨年度後期統括支部必須研修会では扱わなかった「同一労働同一賃金」に重点を置き、今後の実務対応におけるスキルを習得できる内容について、講師にご講義いただくこととなりました。

一連の働き方改革への対応は、我々社労士にとって最重要テーマであり、同時に「働く人の未来を幸せにする」という、この改革における役割の一端を担っているといえます。この役割を全うすべく、働き方改革に関する法令の正確な理解及び実務的なポイントを習得する良い機会です。ぜひ、ご受講ください。

5. その他

(ア) 本会において実施する DVD 上映及び e ラーニングの映像は、城東統括支部（講師：安西法律事務所 弁護士 安西 愈 氏）における研修内容を収録したものです。

(イ) 講義の録音・録画、ならびに代理受講は固くお断りいたします。また、e ラーニング配信映像の本会会員以外への公開、動画データの保存、録音録画、その他二次利用等は固くお断りいたします。

(ウ) e ラーニング受講は必ず公開期間内に視聴をお済ませください。後日の公開要請にはご対応することができません。

(エ) 研修当日は、登録番号が分かるもの（会員証・登録証票など）を必ずお持ちください。

<お問い合わせ先>

東京都社会保険労務士会 事務局 (担当：劉(りゅう))

TEL 03-5289-0751